

平成28年労第134号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、営業兼配達業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、二人で介護用ベッドを持ち上げた際に、身体が捻れ、頭部から足先まで強い衝撃が走ったという。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し、「腰痛症」と診断され、その後平成〇年〇月〇日、D病院に転医し、「慢性腰痛症」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、腰部の痛みが残存していることを強く訴えているところ、当審査会として、本件障害補償給付請求書裏面のE医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書を含む一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人に残存する障害は、腰部の神経症状であり、その程度は障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」を超えるものとは認められないと判断する。

(2) なお、請求人は、本件請求において、いまだ治療を継続する必要がある旨を主張しているとも思われるが、上記E医師作成の診断書によれば、請求人の慢性腰痛症について、「治ゆ年月日 平成〇年〇月〇日」と記載されている。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。